

不利益処分に係る処分基準

「都市計画法・桶川市開発登録簿
閲覧規程関係」

桶川市 都市整備部 建築課
平成29年 4月 1日現在

不利益処分に係る処分基準

この資料の利用上のご注意

この資料は、当課で所管している不利益処分に係る処分基準等を、行政手続法第12条第1項又は桶川市行政手続条例第12条第1項の規定により公にするもので、処分の根拠条項順に登載しています。(適用除外処分については登載していません。)

この資料をご覧になる場合には、次のような点にご注意ください。

なお、ご不明の点は、担当の職員におたずねください。

1 関連する法令の規定及び解釈文書等

不利益処分に関する法令の趣旨を明らかにするもので、関連する法令の規定には、根拠条項以外に当該不利益処分の要件等に関する法令の規定がある場合にその規定を記載しています。

また、解釈文書等には、根拠条項又は関連する法令の規定についての解釈に関する文書等(条文解釈、解釈通達等)がある場合に、その文書等の名称を記載しています。

2 処分基準

処分基準とは、不利益処分の適否、その内容又は程度について行政庁が法令の定めに従って判断するために必要とされる基準のことで、各行政庁が定めることとされています。

ただし、次のような場合には、処分基準は設定できませんので、「設定できません。(理由：①)」のように表示しています。

- ① 不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定め具体的に規定され尽くされている場合
- ② 処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難である場合
- ③ 処分の先例がないか、稀であるもの又は当面事案の発生が見込まれないものであって、法令の定め以上に具体化することが困難な場合

また、処分基準を公にすることにより脱法的な行為が助長されるおそれがあることなどにより公にできない場合は、「公にできません。(理由：…)」と表示しています。

目 次

都市計画法第 8 1 条第 1 項	1
桶川市開発登録簿閲覧規程	2

不利益処分の内容：監督処分				
根拠条例等及び条項：都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 81 条第 1 項				
担当部署：都市整備部 建築課			処分権者：桶川市長	
処分基準：設定できません。（理由：②）				
<p>解釈文書等</p> <p>『都市計画法に基づく開発許可制度の解説』 （埼玉県 都市整備部 都市計画課）</p> <p>『最新 開発許可制度の解説』 （株式会社ぎょうせい）</p> <p>『2007年版 開発許可・宅地防災法令要覧』 （株式会社大成出版社、平成19年）</p>				
処分基準	設定	平成14年	4月	1日備付け
設定の経緯	変更	平成29年	4月	1日備付け

不利益処分の内容：閲覧の禁止、停止	
根拠条例等及び条項：桶川市開発登録簿閲覧規程（平成14年桶川市告示第24号）第8条	
担当部署：都市整備部 建築課	処分権者：桶川市長
<p>処分基準：設定できません。（理由：①）</p> <p>関連する法令の規定 都市計画法（昭和43年法律第100号）第46条、第47条</p> <p>都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条</p>	
処分基準	設定 平成14年 4月 1日備付け
設定の経緯	変更 平成 年 月 日備付け